

規制影響分析書要旨

規制の名称	病院の開設等の許可の申請の際の協議の場への参加及び当該許可に係る条件の付与		
主管部局・課室	医政局総務課		
関係部局・課室	—		
評価実施時期	平成26年2月		
規制の新設・改廃の内容・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院の開設等の許可の申請をした者は、病院の開設等に関して、地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあったときは、これに応じるよう努めなければならないものとします。 ・ 病院の開設等の許可の申請に対する許可には、当該許可に係る病床において、その地域で不足している病床の機能区分に係る医療を提供すること等、地域医療構想の達成の推進のために必要な条件を付することができるものとします。 ・ 正当な理由がないのに条件に従わない医療機関に対し、都道府県知事は、勧告することができ、さらに正当な理由なく、勧告に係る措置をとらない医療機関に対しては、勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる等の措置を講ずることとします。 		
	(根拠条文)	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案による改正後の医療法第7条第5項、第30条の14第3項	
想定される代替案	病院の開設等の許可の申請をした者に対して、都道府県知事は、地域医療構想の達成の推進のために必要な条件を付しますが、正当な理由がないのに条件に従わない医療機関に対し条件に従うよう勧告する等の措置はとらないこととします。		
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案	
	(遵守費用)	地域医療構想の達成の推進のために必要な条件に、正当な理由がないのに従わない医療機関について、都道府県知事の勧告や命令に従うための費用が発生します。	改正案の場合に比して、地域医療構想の達成に際して、条件に従わない医療機関が増加する可能性があり、それ以外の医療機関に追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります。
	(行政費用)	都道府県において、条件に従わない医療機関に対する勧告・命令等にかかる費用が発生します。	都道府県において、地域医療構想の達成に際して、条件に従わない医療機関にかかる代替措置を講ずる必要が生じ、当該措置のための費用が発生します。
	(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。	特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案	
	改正案では、代替案に比して、都道府県が策定する地域医療構想実現の推進が図られ、病床機能の分化と連携による医療資源の有効活用が進むことが期待されます。	改正案と同様の便益を発生させるためには、条件に従わない医療機関にかかる代替措置を講ずるべく、関係者間で調整する必要があり、地域において当該医療機関以外の医療機関に追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります。調整を行わない場合には、地域医療構想達成の確実性が損なわれ、改正案に比して便益が減少すると考えられます。	

分析結果	<p>勧告や命令にかかる費用が、条件に従わない医療機関と都道府県において一定程度発生する一方で、地域医療構想達成の推進を通じて、地域医療の総合的な質の向上といった便益が還元されるものと考えられます。この便益は、将来世代にわたり享受できるものです。</p> <p>さらに、代替案の場合、必要な調整を行わなければ、代替案のほうが改正案に比して便益が減少すると想定されることから、改正案を採用することが望ましいと考えられます。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>社会保障審議会医療部会「医療法等改正に関する意見」(平成25年12月27日)(抄)</p> <p>仮に、「協議の場」の合意に従わない一部医療機関が現れ、地域医療ビジョンで定めた必要量に照らして過剰な医療機能の病床をさらに増やそうとする場合や、何らかの事情により「協議の場」が機能しなくなり、機能分化・連携が進まない場合等については、これに対処するために、都道府県の役割として、以下の措置を設ける必要がある。</p> <p>[病院の新規開設・既存医療機関による増床]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事は、医療計画の達成上必要な場合には、新規開設・増床の許可の際に、不足している医療機能を担うことを条件に付し、事後的にその遵守を求めることとする。
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の附則において、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。</p>
備考	—